

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月 28日

学校法人 金蘭会学園
理 事 会 御中

誠 光 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 上 村 恭 一 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 上 村 昌 也 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人金蘭会学園の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重

要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人金蘭会学園の平成27年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

平成 27 年 5 月 27 日

学校法人 金蘭会学園
理事長 島崎 靖久 殿
評議員会 議長 殿

学校法人 金蘭会学園

監事(常勤) 河村信博 印
監 事 藤田さえ子 印

私たちは、学校法人金蘭会学園（以下、学園という）の監事として、私立学校法及び学校法人金蘭会学園寄付行為に基づき、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）における計算書類（資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表及び財産目録）を含め、学園の業務及び財産の状況について監査を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法

私たちの定めた当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、理事者及び教職員等との意思疎通を図り情報収集並びに監査環境の整備等に努めました。

学園の業務の監査については、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席したほか、日ごろから決裁文書等の重要書類を閲覧し、その内容について必要に応じ理事者及び各部署の責任者等に対して聴取を行い、業務の決定及びその執行が法令や寄付行為等を遵守のうえ適切に行われているかに関して監査を行いました。

学園の財産の状況に関する監査については、主に会計帳簿の閲覧を中心とし必要に応じ証憑書類の閲覧及び会計担当者に対する聴取を行い、各部署の責任者及び担当者に監事として意見を申し上げました。また、資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表及び財産目録の計算書類に関して検討を加えました。

会計監査人である誠光監査法人が適正な監査を実施しているかを検証するとともに、定期的な期中監査等に立会い情報の交換を行うなど適宜連携をとり、会計監査に係る職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 業務及び財産の状況について、不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 業務運営・執行に関して内部管理態勢の整備が引続き望まれます。

以上